

4回目接種計画

令和4年5月25日、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に係る政省令が改正
実施期間は令和4年9月30日まで

1. 対象者

3回目接種から5か月以上が経過した

- ①60歳以上の者 努力義務（施行日 令和4年5月25日）
- ②18歳以上で基礎疾患を有する者
- ③18歳以上でその他重症化リスクが高いと医師が認める者

2. 対象者数

接種対象者	集団接種	個別接種	(施設接種)	合計
①60歳以上 8,178人	6,700	2,500		9,200
②18歳以上基礎疾患 1,030人		1,950	550	

3. 接種の開始時期

- ①施設接種 7月8日(金)以降で日程調整中 ※3回目接種：R4年1月27日(木)から開始
- ②集団接種 7月14日(木)以降で、週4～5回で日程調整中 ※2月14日(月)から開始
- ③個別接種 3回目接種を実施した市内5医院、5か月经過以降で実施依頼

4. ワクチンの種類

ファイザー、モデルナ

5. 接種券の発送

60歳以上の者

- ・接種間隔を踏まえて接種券を順次送付

60歳未満の基礎疾患を有する者

- ・被接種者等からの申請に基づいて接種券を発行
- ・該当するか否かについては、被接種者からの自己申告（申請）を踏まえて判断

申請方法	①電子申請・・・案内文書等へQRコード等印刷。24時間受付 ②郵送・・・保健福祉センター宛て ③窓口・・・市役所福祉まると相談窓口、朝日支所、各出張所
申請期間	申請の集中受付期間を設け、①～③の方法で申請を受ける。 集中期間：6/20(月)～7/18(月・祝) 集中期間後も方法を②③に縮小し申請を受付ける
周知方法	ア. 広報(7/1)、市ホームページ、さほっちメール、しべつ暮らしナビ イ. 案内文書、申請書の新聞折り込み(市内全域、販売所5社依頼) ウ. ポスター掲示